

つくばみらい市告示第25号

つくばみらい市浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月19日

つくばみらい市長 小 田 川

浩



つくばみらい市浄化槽設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成18年つくばみらい市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、予算の範囲内において」を削る。

第6条中「計画書（様式第2号）を」の次に「当該年度の9月15日までに」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、申請期限を別に定めることができる。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第9条中「3月31日」を「3月15日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。